

大規模災害等の発生時における第4次高知県情報ハイウェイの機能復旧に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と株式会社STNet（以下「乙」という。）は、乙が提供する第4次高知県情報ハイウェイ基幹ネットワーク（以下「ハイウェイ」という。）に関し、大規模災害等の発生時におけるハイウェイの機能復旧に向けた乙の支援及び協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高知県内で、地震、津波、台風その他大規模な災害等の発生により、ハイウェイの機能が損なわれ、又はその目的を十分に果たすことができなくなり、通常の保守管理手段等では速やかにその解決を図ることができない場合に、甲及び県内市町村における情報通信を確保することにより被災者支援及び復旧・復興活動等の円滑な遂行に資することを目的とする。

（協力要請、支援協力等）

- 第2条 大規模災害等が発生し、甲が必要があると認める場合は、乙に支援及び協力を要請することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく要請があった場合において、可能な限り甲に協力するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定にかかわらず、第1条の目的を達成するために、甲に対し支援及び協力を申し出ることができるものとする。
- 4 この協定の円滑な実施を図るため、第4次高知県情報ハイウェイサービス条件書3-4-1（2）に規定する定期報告において、必要に応じて情報交換を行うものとする。

（支援及び協力の内容）

第3条 乙の行う支援及び協力は、おおむね次に掲げる事項とし、具体的な内容、実施方法等については、別途甲乙協議の上、定めるものとする。

- （1）乙の所有する情報通信基盤等を活用することによるハイウェイ機能の復旧
（2）前項に掲げるもののほか、第1条に掲げる目的を達成するための支援

（訓練）

第4条 甲及び乙は、平時において協力要請、支援協力等が円滑に実行することが

できるよう情報連絡訓練を実施し、実効性の向上に努めるものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、締結日より「第4次高知県情報ハイウェイサービス提供業務契約書」(令和元年6月6日締結)に定めるサービス利用期間とする。

(雑則)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義等の生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年11月29日

甲 高知県

高知県知事 尾崎 正

乙 香川県高松市春日町1735番地3
株式会社SINet
取締役社長